



市政情報

対…対象

場…場所

費…費用

申…申し込み

日…日程

内…内容

定…定員

問…問い合わせ

時…時間

講…講師

保…保育

記載のない市外局番は「072」

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お知らせ

プレミアム付デジタル商品券を販売

11月11日(火)より、1口5,000円で購入すると6,500円分の券として使えるプレミアム付デジタル商品券を申し込み先着順で一般販売します(1人につき6口まで)。詳しくはQRコードからご確認ください。また、引き続き参加店舗も募集しています。

使用期間11月11日(火)～12月31日(火) ※未使用分の払い戻しはできません。**問**岸和田市プレミアム付デジタル商品券コールセンター☎06-4391-0124



自転車用ヘルメット購入支援事業「家族でかぶってまもる! 新年ヘルメット応援団」

自転車用ヘルメット着用を促進し、乗用中のけがを軽減させるため、自転車に乗る13歳未満の子ども(平成24年4月2日以降に生まれた人)とその保護者、65歳以上の高齢者(昭和36年4月1日以前に生まれた人)を対象に、自転車用ヘルメット購入支援事業を実施します。購入方法や事業協力店など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

助成期間1月1日(祝)～3月31日(火) ※予算到達などで予定より早く終了する場合があります。

助成金額ヘルメット1個につき2,000円(購入金額が2,000円未満〈消費税含む〉の場合は、その



購入金額) ※1人につき1年度1個。**問**交通まちづくり課☎423-9506

外国語版ごみの出し方・分け方パンフレットを作りました

岸和田市在住の外国人向けに、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語の8言語のごみの出し方・分け方パンフレットを作りました。廃棄物対策課で配布しています(市ホームページからダウンロードできます)。従業員や近くにお住まいで困りの外国出身の人へ配布のご協力をお願いします。

問廃棄物対策課(環境事務所内 土生町2丁目4-30) ☎423-9439



自転車・原動機付自転車等の放置は、危険で迷惑です!

市内の公道・歩道への自転車・原動機付自転車等の放置は、人や車の通行の妨げとなり、大変危険で迷惑です。市では、人の往来が多い市内の鉄道7駅周辺の公道・歩道上を「自転車等放置禁止区域」

	駐輪場	利用時間	電話・ファクス
南海本線駅	蛸地蔵駅	5:00～1:00	431-0009
	岸和田駅2号	5:00～1:00	431-0009
	岸和田駅3号	5:00～1:00	431-0090
	岸和田駅4号	5:00～1:00	433-1293
	和泉大宮駅東	5:00～1:00	444-0630
	春木駅東	6:30～23:00	441-0441
JR阪和線駅	春木駅西	5:00～1:00	423-6620
	久米田駅北	4:15～1:30	444-9171
	久米田駅南	4:15～1:30	444-9170
	下松駅	4:15～1:30	428-6150
	東岸和田駅	4:15～1:30	426-2880

に指定し、そこに放置している自転車・原動機付自転車の撤去を行っています。自転車・原動機付自転車で鉄道駅及びその周辺にお出かけする場合は、必ず市営自転車等駐車場(駐輪場)などを利用しましょう。

問建設管理課☎423-9499

「岸和田市避難行動要支援者支援制度」にご登録を

大規模災害の発生時、高齢者や障害のある人などの安否確認や避難誘導を迅速に行うための制度です。

■個人情報提供の同意にご協力を支援関係者への名簿の提供には、個人情報の提供の同意が必要です。表の①～④の対象者に郵送で通知しますので、同封の「個人情報提供同意届」に記入し、返送してください。既に提出した人には通知しませんが、住所などに変更がある場合はご連絡ください。対象者以外でも、新たに登録を希望する人はお問い合わせください。

問介護保険課☎423-9475、障害者支援課☎423-9549 FAX431-0580、危機管理課☎423-9437

対象
①身体障害者手帳1級または2級の視覚・聴覚障害、肢体不自由者(児)
②A判定の療育手帳を所持
③要介護認定3・4・5の人
④精神障害者保健福祉手帳1級を所持

特殊詐欺対策機器を高齢者に無料で貸し出します



機器イメージ

市では振り込め詐欺・還付金等詐欺などの特殊詐欺被害を防止するため、自動通話録音機を無料で貸

し出します(1世帯に1台)。設置は各自で行ってください。

対65歳以上の市内在住者 **台数**50台(抽選) **機能**着信時に通話を録音する旨の警告メッセージを流し、自動で通話を録音 **申・問**11月4日(火)～12月5日(金)に自治振興課に備え付けの申請書(市ホームページからダウンロード可)を直接または郵送で自治振興課へ〒596-8510 ☎423-9436

マイナンバーカードのお知らせ

■更新手続きはお早めに!

マイナンバーカードと電子証明書(オンラインでマイナンバーカードを使用する際に本人であることを電子的に証明するもの)には有効期限があります。有効期限はそれぞれに設定されており、更新手続きが必要です。マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える人には、期限の2カ月～3カ月前にお知らせ(有効期限通知書)が送付されますので、お早めに更新の手続きをお願いします。

■出張訪問でマイナンバーカードの申請をサポート

市役所への来所が困難な福祉施設等に入所している人を対象に、施設等を訪問し、マイナンバーカードの申請をサポートします。令和7年度実施分の申し込み受け付け期間は11月～来年1月です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

■休日開庁

カードの受け取り、電子証明書の更新、住所・氏名などの変更に伴う券面事項変更などの手続きができます。予約優先です。

日・時11月8日(土)、12月14日(日)午前9時～正午 **予約・問**QRコードまたは電話で市民課へ☎423-9751(予約専用電話番号)、☎423-9509

